

反社会的勢力対応体制強化支援

平成 19 年に政府によって示された「反社会的勢力による被害を防止するための指針」や、その後に全国各地で制定された「暴力団排除条例」の普及により、企業のコンプライアンスや社会的責任（CSR）の一環として、反社会的勢力との関係遮断が強く求められるようになりました。

プロアクト法律事務所は、長年に亘って民事介入暴力対策に携わってきた経験を生かし、「実務の課題を解決する具体的な支援・助言」を旨に、金融機関のみならず、事業会社による反社会的勢力対応体制整備と関係遮断をも支援し、“proactive”な反社会的勢力リスクマネジメントを実現します。

具体的なサービス

1. 反社会的勢力リスク管理体制整備に関する助言・支援

反社会的勢力との関係遮断を実現するためには、企業としての強固な体制（反社会的勢力リスク管理体制）整備が必要です。事業内容や事業規模、業界動向等も踏まえつつ、入口・中間管理・出口の各フェーズに応じて、ステークホルダーに対する説得力をもった、必要かつ合理的な体制整備を助言・支援します。また、独立した外部専門家として、コンプライアンス委員会等の社外委員への就任も行います。

➤ 期間は応相談、費用は月額制またはタイムチャージ制が原則となります。

2. 反社会的勢力との関係遮断の判断支援・助言、代理・交渉

取引の相手方が反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合、専門家の助言・支援を得つつ、適切な事実調査とリスク評価を行った上で、速やかに関係遮断を実行に移していく必要があります。近時は、解消すべき契約・対象者の範囲や、解消プロセス・方法の選択に悩むケースも増えていますが、このような関係遮断の是非の判断には、専門家による適切なアドバイスが不可欠です。反社会的勢力排除に関する社会情勢の動向を踏まえ、関係遮断判断への的確な助言を行い、企業の代理人として、反社会的勢力との関係遮断を実行します。

➤ 相談対応は月額制またはタイムチャージ制が原則となり、案件対応は着手金・報酬金制が原則となります。

3. 不当要求・悪質クレーム事案対応

反社会的勢力対応の経験を生かし、不当要求・悪質クレームへの対応を行ないます。交渉ベースから仮処分・訴訟の法的対応ベースまで切れ目のない対応を行なうことで、役職員の皆様の安全・安心と、職場の平穏を維持・回復します。また、不当要求・悪質クレーム対応に関する研修・セミナー講師も多数努めています。

➤ 着手金・報酬金制またはタイムチャージ制が原則となります。

4. 役員・従業員に対する研修講師

反社会的勢力対応体制の維持・向上には、役員・従業員に対する継続的な研修（階層別、部門別）が欠かせません。豊富な研修・セミナー講師経験を元に、「そもそも、なぜ反社会的勢力との関係遮断が必要なのか？」というベース部分から、反社会的勢力排除を巡る最先端の議論まで、丁寧な解説を行ないます。

➤ 講師料制が原則となります。

<お問合せ・ご連絡先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-13
ザイマックス神谷町ビル 7階 プロアクト法律事務所
TEL 03-5733-0133 / FAX 03-5733-0132
<http://proactlaw.jp/>